

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の

仮徴収(年金天引き)のお知らせ

令和5年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮徴収(年金天引き)を、4月から行います。納付方法の変更を希望する人は、手続きを行ってください。
詳しくは、[本保険年金課\(☎2429\)](mailto:hooken@2429)へ。



仮徴収とは

令和5年度の保険税(料)について、4・6・8月の年金から、仮の金額で徴収を行うことを仮徴収といいますが、仮徴収する金額は、令和4年度の保険税(料)を基に算定を行います。
※令和5年度の年間保険税(料)額については、7月に決定し、同月中に通知する予定です

仮徴収の対象

令和4年10月1日までに要件を満たした世帯(人)が対象となります。
加入している保険ごとに

対象となる世帯(人)が異なりますので、詳しくは、下図で確認してください。

納付方法の変更を希望する人は申請を

仮徴収(年金天引き)対象者の場合でも、申請により年金からの天引きではなく、口座振替に納付方法を変更することができ、納付書による納付への変更はできません。

口座振替による納付を希望する人は、保険年金課または各行政センターで申請手続きをしてください。
※口座振替ができなくなった場合は、年金天引きが再開される場合があります
持ち物 ①被保険者証

②口座振替依頼書の本人控(新規で口座振替の申し込みをした人)
申請期限 1月31日(火)
※4月の仮徴収から変更を希望する人の期限です。申請は随時受け付けています

仮徴収に該当しない場合は

令和5年度は、納付書または口座振替による納付になります。納期は7月から翌年2月までの年間8回です。7月中旬に送付する通知書を確認してください。



▲市ホームページはこちら

